

あけまして
おめでとう
ございます



税務と経営

編集 発行人
税 理 士

村 野 幸 司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745 (69) 8282
FAX 0745 (69) 7377
自宅 0745 (69) 2174

1 月

(睦月) JANUARY

1日・元日 12日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

ワンポイント ノーベル賞と税金

昨年、日本の3人の研究者がノーベル物理学賞を受賞し話題になりましたが、その賞金については、「ノーベル基金からノーベル賞として交付される金品」は非課税とする税法の規定があります。ただし、6つあるノーベル賞のうち、経済学賞だけはスウェーデン中央銀行の基金からの交付のため、この規定の対象外です。

1 月の税務と労務

- 国 税**／給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税**／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
2月2日
- 国 税**／源泉徴収票の交付、提出
2月2日
- 国 税**／12月分源泉所得税の納付
1月13日
(納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月20日)
- 国 税**／11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
2月2日
- 国 税**／5月決算法人の中間申告
2月2日
- 国 税**／2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
(年3回の場合)
2月2日
- 地方税**／固定資産税の償却資産に関する申告
2月2日
- 地方税**／給与支払報告書の提出
2月2日
- 労 務**／労働保険料の納付(第3期分)
2月2日
(労働保険事務組合委託の場合2月16日まで)

三大経費をしつかり管理して儲かる会社にし



材料費
人件費
地代家賃



材料費
外注費
人件費



外注費
人件費
地代家賃

儲かる会社はどこが違うのでしょうか？儲かる会社にするためにはどうすればよいのでしょうか？

儲ける方法は究極的には二つと言っても過言ではありません。原価や経費を節減するか、付加価値を高めてより高く売るか、にかかってきます。

「儲け」とは、簡単に言えば、売上から経費を差し引いた残りです。儲かっている会社とは、単純に言うと、経費以上の売上がある会社のことですが、利益を拡大している会社の多くは、売上高を伸ばしています。経費のうち、人件費と地代家賃は売上が伸びたからといって、売上に比例してそれほど増加しません。

また、原価は、売上が伸びれば、大量に仕入れて仕入単価が安くなる、廃棄が少なくなる等々によって、原価率が下がります。

売上高が減少すれば、人件費や地代家賃の売上に対する比率は上がります。このような経営数値自体は無味乾燥なものです、その数値には、仕入品の選定、商品開発、店舗の立地、価格設定、広告宣伝等の様々な工夫が凝縮されています。

まずは、大きな原価、経費の上位三つ（三大経費）をしつかり管理することから始めましょう。

(1) 三大経費をしつかり管理する

細かい経費を節減することも大切ですが、一旦後回しにし、まずは大きな経費の管理から始めましょう。

どのような業種でも共通しますが、まず重点的に管理すべき経費は、金額が大きい上位三位までの経費です。三大経費は売

上総利益の七五％程度が損益分岐点と言われており、七五％を下回れば、利益計上が可能となつてきます。

三大経費は、飲食業・小売業であれば「材料費・人件費・地代家賃」であり、建設業では「材料費・外注費・人件費」、IT産業であれば「外注費・人件費・地代家賃」となります。最初から細かい経費に注目するのではなく、大きい三つぐらいの経費の削減にまず手をつけるべきでしょう。

LED電球に交換したり、使っていない部屋の電気やエアコン等をこまめに消したりすることと大切ですが、販売管理費のうち占める電気代等の経費の割合は小さいものですので、まずは売上に対する構成比の上位三位ぐらいの経費をしつかり管理することに集中することが大切です。

(2) 原価率の見直し

原価率を見直してコストダウンを図るには、次のような事項を調査し、検討することから始

めましょう。

- ① 売上の予想を誤った過剰仕入れにより、廃棄ロス・値引きロスが発生していないか。発生している場合、ロス率を把握しているか。
- ② 商品の横流し等の不正はないか。
- ③ 同業他社と比べて原価率が適正か。商品ごとの原価率を把握しているか。
- ④ 仕入調達先の相見積もりを取っているか（安く手に入る方法の模索をしているか）。
- ⑤ 売価が適正か。

(3) 人件費の適正化

人件費が適正かどうか判断するには、労働生産性（従業員一人当たりどれだけの付加価値を生み出しているかを表す指標）の調査が必要です。売上総利益を社員数で割ってみましょう。

労働生産性が高い会社では、少ない従業員で大きな付加価値を獲得しています。業種や業態、社員の年齢構成、役員報酬、男女比とのかねあいも考慮して判断する必要がありますが、自社

の客観的水準は一人当たりいくらの売上総利益があるのかを常に知っておくことは重要です。また、お客様や仕事の多い時に人を多く配置し、少ない時は必要最低限の人数のみとする人事配置により、人件費を変動費化することも重要です。そのためには過去のデータを取り、分析することが必要になってきます。

まず、月ごとの売上推移・曜日ごとの売上推移・天候による売上変動・イベント等の売上変動をつかみ、それに応じてアルバイト・パートを適正に配置します。そんな都合のいいアルバイトやパートはいないと思うかもしれませんが、低い時給で長時間勤務するよりも、必要な時だけ短時間勤務で時給を高くした方が、より多くの人が集まるのではないのでしょうか。さらに、経理や総務、業務等で季節変動のある場合、少し高額であつても人材派遣の活用を検討するなど、ムダな人件費をなくす努力が必要です。

労働生産性が低く目標の営業利益が確保できていない場合は、

人員はそのままの人件費水準を調整する、人員削減又は非正規雇用により人件費の絶対額を調整する、人件費以外の販売管理費を合理化する等により、営業利益を確保することが必要です。しかし、同業他社に比して賃金・福利厚生費の水準が低くなりすぎると、従業員のモラルやモチベーションの低下を招きかねませんので、慎重に判断すべきでしょう。

(4) 地代家賃等

一ヶ月の家賃は三日分の売上が適正だと言われており、売上の約一〇％が適正家賃となります。また最近では、広告宣伝費も大きい経費となつてきています。概ね売上の二％以内が広告宣伝費の限度と言われていますが、広告宣伝にいくらの費用をかけるのかは、まず同業他社の実態を調査するなどして慎重に判断しましょう。

(5) 飲食店の場合

飲食店の三大経費は「材料費、

人件費、地代家賃」となります。この三大経費のうち、材料費と人件費は、経営者の手腕によってコントロールできる経費と言えます。この計数管理がしっかりと出来るかどうかで利益の計上に大きな差が出てくるといえるでしょう。

材料費と人件費は売上に對して三割（合計すると六割）、地代家賃は売上に對して一割（売上の三分が適正）が繁盛店の目安となります。材料費と人件費は、高すぎると利益を生み出すことができず、また低すぎると、価格に対して品質やサービスが低すぎる可能性があります。なので、経営にはバランス感覚が重要となつてきます。

(6) 管理表

これらを参考に、ぜひ自社を分析して、経費の見直し、削減、管理をしていきましょう。経常利益・一人当たり売上総利益・三大経費の推移一覧表を作成すれば、会社の問題点が浮き彫りになってくるでしょう。

〈原価・人件費・家賃管理表の例〉

年 度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
経常利益					
一人当たり売上総利益					
原価率(%)					
人件費÷売上(%)					
地代家賃÷売上(%)					
原価＋人件費＋地代家賃の売上比(%)					
社会状況	消費税8%				

新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。

本年1月より相続税の基礎控除額が引下げられることから、路線価は従来どおりでも相続税の課税対象者の増加が予想されます。その一方、小規模宅地等の減額特例の見直し(面積要件の拡充)により、税負担が緩和されるケースもありますので適用に注意が必要です。

本年は3年に一度の固定資産税の評価替えの年に当たります。固定資産課税台帳に登録されている価格に不服がある場合は一定期間内に限り審査を申し出ることができます。この申し出ができるのは評価替えの年だけですので期限に注意して下さい。

4月以後取得する新車の軽自動車と、バイク(既存・新車問わず)の軽自動車税が強化され、27年度以降の税率が1.25倍～1.5倍に引上げられます。軽自動車の駆け込み需要を狙ってこの冬はメーカーの販売合戦が熱を帯びるでしょう。

増税が企業・家計を圧迫しますが、知恵を絞って乗り切るしかありません。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

所得税、贈与税が課されない 弔慰金の範囲

法人又は個人からの弔慰金で社会通念上相当と認められるものは、所得税及び贈与税が課されないこととされています。ここでいう「社会通念上相当と認められるもの」については具体的な金額が明らかではありませんが、相続税法基本通達3-20により弔慰金等に相当する金額として取り扱われたものについては、所得税及び贈与税が課税されないと考えられます。

相続税法基本通達3-20の取扱いは、被相続人の死亡により相続人等が受ける弔慰金等が実質退職手当等に該当するかどうか明確でないものについて、業務上死亡の場合には普通給与額の3年分相当額を、業務上の死亡でない場合には普通給与額の半年分相当額を弔慰金等(相続税は非課税)として取り扱い、これを超える部分を退職手当金等(相続税の課税対象)に該当するものとして取り扱うこととしています。

親名義の建物に子供が増築したときの贈与税

親名義の建物に子供が増築した場合、増築部分は建物の所有者の所有物となります。この場合、親が子供に対して対価を支払わないときには、親は子供から増築資金相当額の利益を受けたこととなり、贈与税の課税対象となります。

しかし、子供が支払った増築資金に相当する建物の持分を親から子供へ移転させて共有とした場合には、贈与税の課税対象とはなりません。なお、この場合、親から子供への建物の持分の移転は、親から子供に対する譲渡となり、譲渡利益が生じるときは譲渡所得の課税対象になりますが、共有とするための譲渡及び親子間の譲渡であることから、居住用財産を譲渡した場合の特例は適用できません。